

## 熊本県消費者行政活性化事業補助金交付要項

### (趣旨)

第1条 知事は、熊本県消費者行政活性化基金条例（平成21年熊本県条例第5号）第1条に規定する熊本県消費者行政活性化基金を財源に、消費者行政の強化に向けた消費者行政活性化のための事業を行う市町村及び団体に対し、予算の範囲内において熊本県消費者行政活性化事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）及び地方消費者行政活性化基金管理運営要領（平成21年2月3日付け府国生第54号。以下「基金管理運営要領」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

### (補助金の対象等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）については、平成27年度以降においては「地方消費者行政強化作戦」（平成27年3月24日付け消教地第117号）の目標達成に必要な事業に限るものとし、補助事業の内容、補助対象経費、補助事業者等については、別表のとおりとする。

### (補助率)

第3条 補助率は、補助対象経費の10分の10以内とし、別表のとおりとする。

2 国庫補助金又は他の県費補助金の交付を受ける事業は、補助対象としない。

### (補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 前項の申請書の添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 所要額調書（別記第2号様式）
- (2) 事業実施計画書（別記第3号様式）
- (3) 歳入歳出予算（見込）書抄本
- (4) 実施設計書（工事を施工する場合に限る。）
- (5) 事業の実施箇所の平面図（工事を施工する場合に限る。）
- (6) 現況写真等参考資料（工事を施工する場合に限る。）
- (7) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の申請書の提出期限は、知事が別に定める。

### (決定の通知)

第5条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

### (補助事業の内容等の変更)

第6条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、補助事業の内容及び経費の配分の変更とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 補助事業の内容の変更のうち、当該変更が事業の目的及び主な内容の変更以外の

変更であって、補助金交付額に変更を生じないもの又は変更を生じる事業費が基金管理運営要領第3（1）の別添に掲載された事業ごとに20パーセント以内であるもの

(2) 経費の配分の変更のうち、当該変更が基金管理運営要領第3（1）の別添に記載された事業相互間における流用であって、いずれの事業においてもその変更が20パーセント以内であるもの

2 規則第7条第1項の変更申請書は、別記第5号様式によるものとし、事業変更計画書の様式は、別記第6号様式とする。

3 前項の申請書の添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 所要額調書（別記第2号様式の2）
- (2) 歳入歳出予算（見込）書抄本
- (3) 実施設計書（工事を施工する場合に限る。）
- (4) 事業の実施箇所の平面図（工事を施工する場合に限る。）
- (5) 現況写真等参考資料（工事を施工する場合に限る。）
- (6) その他知事が必要と認める書類

4 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業の内容の変更の決定通知については補助金の額に変更を生じるときは補助金変更交付決定通知書（別記第7号様式）により、補助金の額に変更を生じないときは変更の承認については、変更承認通知書（別記第8号様式）により行う。

（申請の取下げ）

第7条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期日は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

（状況報告）

第8条 規則第11条の規定による状況報告は、知事が必要と認めて指示した場合に行うものとする。

2 前項の状況報告は、別記第9号様式により行うものとする。

（実績報告）

第9条 規則第13条の実績報告書は、別記第10号様式によるものとする。

2 規則第13条の添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 収支精算書（別記第11号様式）
- (2) 事業実績書（別記第12号様式）
- (3) 歳入歳出決算（見込）書抄本
- (4) 出来高設計書（工事を施工する場合に限る。）
- (5) しゅん工検査復命書の写し（工事を施工する場合に限る。）
- (6) しゅん工写真（工事を施工する場合に限る。）
- (7) その他知事が必要と認めるもの

3 第1項の実績報告書の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日とする。

(補助金の額の確定)

第10条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書(別記第13号様式)により行うものとする。

(補助金の請求等)

第11条 補助金の交付を概算払により受けようとするときは、補助金概算払請求書(別記第14号様式その2)に次の書類を添付しなければならない。

(1)概算払を必要とする理由書

(2)その他知事が必要と認める書類

2 規則第16条第1項の請求書は、別記第14号様式によるものとする。

(財産の処分の制限)

第12条 規則第21条第1項に規定する財産は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第21条第2項に規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間とし、この期間は廃棄もできないものとする。

(証拠書類の保管期間)

第13条 規則第23条に規定する別に定める期間は、熊本県消費者行政活性化基金の精算時から起算して5年を経過する日までの期間とする。

(雑則)

第14条 この要項に定めるもののほか、必要な条項は別に定める。

附則

この要項は、平成21年6月23日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附則

この要項は、平成21年10月1日から施行し、平成21年7月1日から適用する。

附則

この要項は、平成23年2月1日から施行し、平成22年8月1日から適用する。

附則

この要項は、平成25年3月4日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附則

この要項は、平成25年7月2日から施行し、平成25年7月2日から適用する。

附則

この要項は、平成26年3月25日から施行する。

附則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年5月25日から施行する。

別表

※地方消費者行政強化作戦目標達成に必要な事業に限る。

※平成28年熊本地震に伴う消費生活相談体制の機能回復及び被災地特有の消費生活相談への対応にかかるとも活用できる。

補助事業名	補助対象経費	補助事業者等	補助率
1消費生活相談機能整備・強化事業			
消費者安全法第8条に掲げる事業を実施するために行う事業。			
①センター・窓口の整備(新設、増設、拡充)	消費生活センターを含む消費生活相談窓口を整備(新設、増設、拡充)するための経費 (平成28年熊本地震に伴い被災した消費生活相談窓口の機能を回復するための経費を含む。)	市町村	100
④苦情処理委員会の開催、あつせん等の強化	複数の市町村が連携して共同で消費生活センター等を設置し、相談事業を実施するための体制整備を図るための経費 苦情処理委員会の開催促進、あつせん・調停機能の強化により、地域における裁判外紛争処理機能を強化するための経費	市町村	100
3消費生活相談員等レベルアップ事業			
②研修開催	消費生活相談員を対象として消費者行政に係る研修会を実施するための経費 (平成28年熊本地震に伴う被災地特有の消費生活相談対応に係る研修を開催するための経費を含む)	市町村	100
④研修参加支援	消費生活相談員が消費者行政に係る研修に参加するための経費 (平成28年熊本地震に伴う被災地特有の消費生活相談対応に係る研修に参加するための経費を含む)	市町村	100
4消費生活相談体制整備事業			
【特別枠】	平成28年熊本地震に伴う被災地特有の消費生活相談への対応のための人的体制を整備するための経費	市町村	100
6地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業			
1～4のメニュー以外で消費者の権利を守ることを目的とした、地域社会における消費者問題解決力の強化に向けた事業。			
①消費者の安心・安全を確保するための取組	消費者教育推進法を踏まえ、消費者被害の未然防止・拡大防止を図るなどにより消費者の安全と安心を確保するための事業実施(地域や学校における消費者教育の推進、消費者教育に関わる人材の育成、庁内職員向け研修を含む研修・講習開催等)に係る経費 (平成28年熊本地震に関連した消費者被害の未然防止・拡大防止を図るための事業実施に係る経費を含む。)	市町村	100
②地域の多様な主体等との連携・協働による事業	地域の多様な主体等との連携強化を図るための経費(地域において消費者問題に取り組み団体への補助事業を含む)	市町村及び団体	100
④その他先進性・モデル性の高い事業	その他地域社会における消費者問題解決力の強化に向けた、先進性・モデル性の高い事業実施に係る経費	市町村	100

別記第1号様式（第4条関係）

第 号  
年 月 日

熊本県知事

様

（申請者）住所  
氏名

印

年度熊本県消費者行政活性化事業補助金交付申請書

年度において、下記のとおり消費者行政活性化事業を実施したいので、熊本県消費者行政活性化事業補助金 金 円を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第3条及び熊本県消費者行政活性化事業補助金交付要項第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 所要額調書（別記第2号様式）
- 2 事業実施計画書（別記第3号様式）
- 3 歳入歳出予算（見込）書抄本
- 4 実施設計書（工事を施工する場合に限る。）
- 5 事業の実施箇所の平面図（工事を施工する場合に限る。）
- 6 現況写真等参考資料（工事を施工する場合に限る。）
- 7 その他参考となる資料

平成 年度 熊本県消費者行政活性化事業補助金 所要額調査

市町村・団体名

(単位:円)

事業名	補助率% (特別枠)	事業経費 (A) (千円未満切上)	補助対象経費 (B)	補助所要額 (E=B×補助率) (千円未満切捨)	今回交付申請額 (F=E)
1-①消費生活相談機能整備・強化事業 (新設・増設・拡充)(※1)	100				
1-②消費生活相談機能整備・強化事業 (専門家の活用)	100				
1-④消費生活相談機能整備・強化事業 (苦情処理委員会)	100				
3-②消費生活相談員等レベルアップ事業 (研修開催)	100				
3-④消費生活相談員等レベルアップ事業 (研修参加支援)	100				
4消費生活相談体制整備事業	50 (100)				
6-① 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 (消費者の安心・安全を確保するための取組)	100				
6-② 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 (地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)	100				
6-④ 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 (先進性・モデル性の高い事業)	100				
合計		0	0	0	0

- (注) 1 1-①(※1)は、事業計画策定時(各年度)における機能から強化を図ろうとする部分が補助対象です。  
 その他は、基金条例制定時(平成21年3月6日)における機能から強化を図る部分が補助対象です。  
 2 A欄の事業経費は、千円未満切り上げた額を記入すること。  
 3 E欄には、B(補助対象経費)に補助率を乗じて得た額(千円未満切り捨て)を記入すること。

別記第3号様式（第4条関係）

## 事業実施計画書

市町村・団体名

番号 事業名

1 事業の内容（実施時期、実施場所、事業の具体的な内容、各事業の開始年度等を記載）

2 積算概要

3 事業経費（A）

円（千円未満切り上げ）

4 補助所要額（E）

円【補助率 %】（千円未満切り捨て）

（注）本調書は、所要額調書に掲げる事業ごとに作成すること。



別記第4号様式（第5条関係）

第 号  
年 月 日

（申請者名） 様

熊本県知事

印

年度熊本県消費者行政活性化事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました 年度

熊本県消費者行政活性化事業補助金については、熊本県補助金等交付規則第4条の規定により、下記の条件を付けて金 円を交付することに決定しましたので、同規則第6条の規定により通知します。

記

補助の条件

- 1 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- 2 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

別記第5号様式（第6条関係）

第 年 月 日 号

熊本県知事 様

（申請者）住所  
氏名

印

年度熊本県消費者行政活性化事業補助金変更申請書  
年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった 年度熊本県消費者行政活性化事業を下記のとおり変更したいので、熊本県補助金等交付規則第7条及び熊本県消費行政活性化事業補助金交付要項第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額

金 円（うち前回までの申請額 金 円）

2 計画変更の理由

添付書類

- 1 所要額調書（別記第2号様式の2）
- 2 事業変更計画書（別記第6号様式）
- 3 歳入歳出予算（見込）書抄本
- 4 実施設計書（工事を施工する場合に限る。）
- 5 事業の実施箇所の平面図（工事を施工する場合に限る。）
- 6 現況写真等参考資料（工事を施工する場合に限る。）
- 7 その他参考となる資料

平成 年度 熊本県消費者行政活性化事業補助金 所要額調書(変更申請)

市町村・団体名

事業名	補助率% (特別枠)	事業経費(A) (千円未満切上)		補助対象経費(B)		補助所要額(E=B×補助率) (千円未満切捨)		既交付申請額 (F)	今回 交付申請額 (G=E)	差額 (G-F)
		前回交付申請時	今回交付申請時	前回交付申請時	今回交付申請時	前回交付申請時	今回交付申請時			
		(単位:円)								
1-①消費生活相談機能整備・強化事業 (新設・増設・拡充)(※1)	100									0
1-②消費生活相談機能整備・強化事業 (専門家の活用)	100									0
1-④消費生活相談機能整備・強化事業 (苦情処理委員会)	100									0
3-②消費生活相談員等レベルアップ事業 (研修開催)	100									0
3-④消費生活相談員等レベルアップ事業 (研修参加支援)	100									0
4.消費生活相談体制整備事業	50 (100)									0
6-①地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 (消費者の安心・安全を確保するための取組)	100									0
6-②地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 (地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)	100									0
6-④地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 (先進性・モデル性の高い事業)	100									0
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 ①(※1)は、事業計画策定時(各年度)における機能から強化を図ろうとする部分が補助対象です。  
 2 その他は、基金条例制定時(平成21年3月6日)における機能から強化を図る部分が補助対象です。  
 3 A欄の事業経費は、千円未満切り上げた額を記入すること。  
 4 前回交付申請時の欄には、前回の交付申請書に記載した額を記入すること。  
 5 E欄には、B(補助対象経費)に補助率を乗じて得た額(千円未満切り捨て)を記入すること。

別記第6号様式（第6条関係）

## 事業変更計画書

市町村・団体名

番号 事業名

1 事業の内容（実施時期、実施場所、事業の具体的な内容、各事業の開始年度等を記載）  
[変更前]

[変更後]

2 積算概要  
[変更前]

[変更後]

3 事業経費（A） 円（千円未満切り上げ）  
（うち前回までの事業経費） 円）

4 補助所要額（E） 円【補助率 %】（千円未満切り捨て）  
（うち前回までの所要額） 円）

（注）本調書は、所要額調書に掲げる事業ごとに作成すること。

別記第7号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

（申請者名） 様

熊本県知事

印

年度熊本県消費者行政活性化事業補助金変更交付決定通知書  
年 月 日付け 第 号で申請のありました 年度熊本県  
消費者行政活性化事業の計画変更については、熊本県補助金等交付規則第7条第2項の規  
定により承認し、下記の条件を付して 年度熊本県消費者行政活性化事業補助金 金  
円（前回までの交付決定額 円）に変更することに決定しましたので、  
同条第3項において準用する同規則第6条の規定により通知します。

記

補助の条件

- 1 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- 2 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合  
においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

別記第8号様式（第6条関係）

第 年 月 日 号

（申請者名） 様

熊本県知事 印

年度熊本県消費者行政活性化事業変更承認通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました 年度熊本県消費者行政活性化事業の計画変更については、熊本県補助金等交付規則第7条第2項の規定により承認しましたので、同条第3項において準用する同規則第6条の規定により通知します。

別記第9号様式（第8条関係）

第 年 月 日  
年 月 日

熊本県知事 様

（補助事業者）住所  
氏名

印

年度熊本県消費者行政活性化事業遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった熊本県消費者行政活性化事業の遂行状況について、熊本県補助金等交付規則第11条及び熊本県消費者行政活性化事業補助金交付要項第8条の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

平成 年度 熊本県消費者行政活性化事業遂行状況報告書別紙

市町村・団体名

事業名	補助率% (特別枠)	事業経費(A)	交付決定額(a)	年度末までの実施 員込額(b)	差引(c=a-b)	比率(d=c/a)	事業期間 (着手日) (完了予定日)	備考
1-①消費生活相談機能整備・強化事業 (新設・増設・拡充)	100				0	#DIV/0!		
1-②消費生活相談機能整備・強化事業 (専門家の活用)	100				0	#DIV/0!		
1-④消費生活相談機能整備・強化事業 (苦情処理委員会)	100				0	#DIV/0!		
3-②消費生活相談員等レベルアップ事業 (研修開催)	100				0	#DIV/0!		
3-④消費生活相談員等レベルアップ事業 (研修参加支援)	100				0	#DIV/0!		
4.消費生活相談体制整備事業	50 (100)				0	#DIV/0!		
6-①地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 (消費者の安心・安全を確保するための取組)	100				0	#DIV/0!		
6-②地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 (地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)	100				0	#DIV/0!		
6-④地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 (先進性・モデル性の高い事業)	100				0	#DIV/0!		
合計		0	0	0	0			

(注) 事業実施上の問題点があれば、備考欄に記入すること。



別記第10号様式（第9条関係）

第 年 月 日 号

熊本県知事 様

（補助事業者）住所  
氏名

印

年度熊本県消費者行政活性化事業実績報告書

年 月 日付け 第 号の交付決定通知に基づき熊本県消費者行政活性化事業を実施したので、熊本県補助金等交付規則第13条及び熊本県消費者行政活性化事業補助金交付要項第9条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

添付書類

- 1 収支精算書（別記第11号様式）
- 2 事業実績書（別記第12号様式）
- 3 歳入歳出決算（見込）書抄本
- 4 出来高設計書（工事を施工する場合に限る。）
- 5 しゅん工検査復命書の写し（工事を施工する場合に限る。）
- 6 しゅん工写真（工事を施工する場合に限る。）
- 7 その他参考となる書類

平成 年度 熊本県消費者行政活性化事業 収支精算書

市町村・団体名

(単位:円)

事業名	補助率% (特別枠)	事業経費		補助対象経費		補助所要額(千円未満切捨)			差引 (a-e)	備考
		交付決定時	実績	交付決定時	実績	交付決定時(E)	実績(a)	差引(a-e)		
1-①消費生活相談機能整備・強化事業 (新設・増設・拡充)	100							0	#DIV/0!	0
1-②消費生活相談機能整備・強化事業 (専門家の活用)	100							0	#DIV/0!	0
1-④消費生活相談機能整備・強化事業 (苦情処理委員会)	100							0	#DIV/0!	0
3-②消費生活相談員等レベルアップ事業 (研修開催)	100							0	#DIV/0!	0
3-④消費生活相談員等レベルアップ事業 (研修参加支援)	100							0	#DIV/0!	0
4.消費生活相談体制整備事業	50 (100)							0	#DIV/0!	0
6-①地域社会における消費者問題解決の強化に関する事業 (消費生活の安心・安全を確保するための取組)	100							0	#DIV/0!	0
6-②地域社会における消費者問題解決の強化に関する事業 (地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)	100							0	#DIV/0!	0
6-④地域社会における消費者問題解決の強化に関する事業 (先進性・モデル性の高い事業)	100							0	#DIV/0!	0
合計		0	0	0	0	0	0	0		0

(注) 1 交付決定時の欄には、直近の交付申請書に記載した額(変更交付決定を受けた場合は、変更交付申請書に記載した額)を記入すること。

2 比率が20%以上になった場合は、変更申請書の提出が必要で、速やかに消費生活課に知らせること。

3 補助所要額の欄には、補助対象経費に補助率を乗じて得た額(千円未満切り捨て)を記入すること。

# 事業実績書

市町村・団体名

番号 事業名

1 事業の内容

2 事業の効果

3 事業に要した経費及びその内訳

4 事業経費（実績） 円  
（交付決定時の事業経費） 円

5 補助対象経費（実績） 円  
（交付決定時の補助対象経費） 円

6 補助所要額（実績） 円【補助率 %】（千円未満切り捨て）  
（交付決定時の補助所要額） 円  
（例示）（補助対象経費）円×（補助率）% = 円＝ 円

（注）本調書は、収支精算書に掲げる事業ごとに作成すること。

別記第13号様式（第10条関係）

第 号  
年 月 日

（補助事業者） 様

熊本県知事 印

年度熊本県消費者行政活性化事業補助金交付確定通知書  
年 月 日付け 第 号で交付決定した 年度熊本県消費者行政活性化事業補助金については、熊本県補助金等交付規則第14条の規定により、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

1 交付確定額

金 円

2 交付決定額

金 円

別記第14号様式その1 (第11条関係)

年度熊本県消費者行政活性化事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定の通知があった熊本県消費行政活性化事業補助金として、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第16条の規定により請求します。

記

請求金額 金 円

年 月 日

(補助事業者) 住所  
氏名

印

熊本県知事 様

振込先口座 (市町村は記入不要)

金融機関名	〇〇銀行〇〇支店
預金種目	1 普通 2 当座
口座番号	
口座名義	

(精算払用)

別記第14号様式その2（第11条関係）

年度熊本県消費者行政活性化事業補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった熊本県消費者行政活性化事業補助金のうち、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第16条及び熊本県消費者行政活性化事業補助金交付要項第11条の規定により、関係書類を添えて請求します。

記

請求金額 金 円

年 月 日

(補助事業者) 住所  
氏名

印

熊本県知事 様

振込先口座（市町村は記入不要）

金融機関名	〇〇銀行〇〇支店
預金種目	1 普通 2 当座
口座番号	
口座名義	

平成 年度 熊本県消費者行政活性化事業補助金 概算払請求書別紙

市町村・団体名

(単位:円)

事業名	補助率% (特別率)	事業経費(A)	交付決定額(a)	受入済額(あ)	今回請求額(ア)	残額 a-(あ+ア)	事業完了(予定)年月日	備考
1-①消費生活相談機能整備・強化事業 (新設・増設・拡充)	100					0		
1-②消費生活相談機能整備・強化事業 (専門家の活用)	100					0		
1-④消費生活相談機能整備・強化事業 (苦情処理委員会)	100					0		
3-②消費生活相談員等レベルアップ事業 (研修開催)	100					0		
3-④消費生活相談員等レベルアップ事業 (研修参加支援)	100					0		
4 消費生活相談体制整備事業	50 (100)					0		
6-① 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 (消費者の安心・安全を確保するための取組)	100					0		
6-② 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 (地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)	100					0		
6-④ 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 (先進性・モデル性の高い事業)	100					0		
合計		0	0	0	0	0		